

証券コード 1933

第65回定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成30年6月21日(木曜日)

午前10時

開催場所

熊本市中央区萩原町14番45号

株式会社SYSKEN 1階大会議室

決議事項

第1号議案 株式交換契約承認の件 第2号議案 剰余金の処分の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役3名選任の件

目次

招集	きご通知	• • • • • •		• • • •	• • • •		• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •	 1
議決	快権行使	等に	つい	70	りご	案内				 3
事業	美報告			• • • •	• • • •					 5
連結	計算書	類		• • • •	• • • •					 22
計算	事類			• • • •	• • • •					 25
監査	全報告			• • • •	• • • •					 28
株主	総会参	考書	類							 32

株式会社SYSKEN

IR情報の詳細はこちらから

IRページ▶

https://www.sysken.co.jp/ir/



(証券コード1933) 平成30年6月1日

熊本市中央区萩原町14番45号



代表取締役社長 福元 秀典

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申 しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年6月20日(水曜日)午後5時00分までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)において、賛否をご入力のうえ、平成30年6月20日(水曜日)午後5時00分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1 日 時	平成30年6月21日(木曜日) 午前10時			
2 場 所	 大本市中央区萩原町14番45号 大子の 「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)			
3 目的事項	報告事項 1. 第65期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第65期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件			
	決議事項 第1号議案 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換 契約承認の件 第2号議案 剰余金の処分の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役3名選任の件			
4 議決権行使等についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。			

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 1. 連結計算書類の連結注記表
 - 2. 計算書類の個別注記表
 - 3. 株主総会参考書類の一部(コムシスホールディングス株式会社の定款及び最終事業年度に係る計算書類等)
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (https://www.sysken.co.jp)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成30年6月21日 (太曜日) 午前10時

熊本市中央区萩原町14番45号 株式会社SYSKEN 1階大会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月20日 (水曜日) 午後5時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご 入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月20日 (水曜日) 午後5時00分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- (2) 行使期限は平成30年6月20日 (水曜日) 午後5時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

添付書類

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策などにより企業収益の回復や雇用情勢の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移しております。一方、世界経済においては、米国政権の政策動向、EU諸国の政治動向など、依然として経済の不確実性や先行き不安による国内個人消費の低価格志向など景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、将来に亘る持続的成長に向け、2020年を最終年度とする中期経営計画「わくわく チャレンジ!2020」に基づき、経営基盤の抜本的強化と企業価値の飛躍的増大を目指し、2020年に全世界が注目するスポーツの祭典である「東京オリンピック・パラリンピック」などによる首都圏を中心とした再開発やインフラの老朽化に伴うリニューアル市場の伸びやインフラ需要等の増加を見込み、グループー丸となって取り組んでまいりました。

このような状況の中、当連結会計年度における経営成績につきましては、民需市場の新規開拓で総合設備工事が順調に推移したことにより受注高は295億2千2百万円(前連結会計年度比105.9%)、売上高は280億8千8百万円(前連結会計年度比100.7%)となりました。

また、利益につきましては、情報電気通信工事の原価率が改善したものの総合設備事業の新規開拓工事において利益率が低い工事が多く、営業利益は8億9千8百万円(前連結会計年度比93.4%)、経常利益は11億6千9百万円(前連結会計年度比98.4%)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は補助金収入による特別利益の計上等により9億3千1百万円(前連結会計年度比123.3%)となりました。

受注高、売上高及び繰越高の状況は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
情報電気通信事業	7,280	18,181	18,504	6,957
総合設備事業	1,655	8,005	6,286	3,374
その他	2	3,335	3,297	39
合計	8,938	29,522	28,088	10,372

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は、2億4千6百万円であります。 その主なものは、当社天草営業所土地建物等9千8百万円であります。 なお、設備資金はすべて自己資金にて賄っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況







区	分	第62期 (平成26年度)	第63期 (平成27年度)	第64期 (平成28年度)	第65期 (当連結会計年度) (平成29年度)
受注高	(百万円)	28,444	25,377	27,870	29,522
売上高	(百万円)	27,203	26,696	27,899	28,088
経常利益	(百万円)	884	1,031	1,188	1,169
親会社株主に帰属する当期純和	益 (百万円)	515	789	755	931
1株当たり当期純利益	益 (円)	201.28	304.59	291.23	362.97
純資産	(百万円)	10,239	10,868	11,730	12,384
1株当たり純資産額	(円)	3,969.32	4,187.42	4,519.97	4,890.70
総資産	(百万円)	20,421	21,306	22,360	24,052

⁽注) 当社は平成29年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
西日本電材株式会社	40	100	電気通信材料・工具の販売並びに通 信機器リース
株式会社システムニシツウ	40	100	システム導入のコンサル、開発並び にIT機器の販売、構築、設定
明正電設株式会社	25	100	電気通信工事の施工

⁽注) 平成30年4月1日付で西日本電材株式会社は、株式会社Denzaiへ社名を変更しております。

③ その他の重要な企業結合の状況

当社は、平成29年11月30日をもって河崎冷熱電機株式会社の全株式を取得したことに伴い、同社を連結の 範囲に含めております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度より新たに策定した中期経営方針「わくわくチャレンジ!2020」(2017年度~2020年度)のもと「コアビジネスの最大化と新規ビジネス(ポスト太陽光)の展開による収益拡大」「予防保全等の積極提案による収益確保」「グループ経営の推進」の3つの経営戦略を柱とし、当中期経営方針と同時に策定した「企業理念」及び「行動指針」により当社グループの「目指すべき姿」「あるべき姿」を明確にし、グループ全体で諸課題を克服していくことにより新たなSYSKENグループを目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、今後のコアビジネスである総合設備事業が熾烈な競争下にあります。また、現在の収益の大半を占める情報電気通信事業における受注は漸減傾向が継続すると想定されるなど、厳しい状況にあります。しかしながら、従業員一人ひとりが、各分野において何をすべきかを考え、様々なことにチャレンジすることにより「真のプロフェッショナル」として、お客様・地域社会へ「ONLY ONE」の商材、「No. 1」の技術力・サービスを提供し、当社グループの持続的成長に向け取り組んでまいります。

(ご参考)

コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社グループは、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレートガバナンスの充実が重要であると認識し、各ステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、透明・公正かつ効率性の高い経営を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の詳細や「コーポレートガイドライン」は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sysken.co.jp/csr-activities/governance/)に掲載しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
情報電気通信事業	NTTグループ等からの通信設備工事の受注を主体とし、他に一部自治体等からも受注する情報電気通信関連のインフラ構築事業
総合設備事業	民間企業及び官公庁等からの受注を主体とした通信設備工事、電気設備工事等による 総合設備事業
その他	通信機器・太陽光発電システム等の商品販売事業等

(8) 主要な営業所

① 当社

	熊本市中央区
* II	
	熊本支店(熊本県上益城郡)
熊本支店	八代営業所(熊本県八代市)
	天草営業所(熊本県天草市)
大分支店	大分支店(大分県大分市)
人力又应	中津営業所(大分県中津市)
	宮崎支店 (宮崎県宮崎市)
宮崎支店	延岡営業所(宮崎県延岡市)
	都城営業所(宮崎県都城市)
	東京支社(東京都品川区)
	関西支店(大阪市中央区)
	広島支店 (広島市南区)
	北九州支店(北九州市小倉北区)
	長崎支店(長崎県長崎市)
	佐賀支店(佐賀県佐賀市)
	鹿児島支店(鹿児島県鹿児島市)

② 子会社

西日本電材株式会社	熊本市中央区
株式会社システムニシツウ	福岡市南区
明正電設株式会社	熊本県上益城郡

(9) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報電気通信事業	493名	12名 減
総合設備事業	217	27名 増
その他	129	4名 減
全社(共通)	49	増減なし
合計	888	11名 増

⁽注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
567名	4名 減	42.3歳	15.1年

⁽注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社肥後銀行	2,920
株式会社十八銀行	310
株式会社西日本シティ銀行	250
株式会社熊本銀行	200
株式会社りそな銀行	150
ー 株式会社みずほ銀行	150

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 9,680,000株

(2) 発行済株式の総数 2,620,000株 (自己株式83,997株を含む)

(3) 当事業年度末の株主数 1,224名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SYSKEN従業員持株会	245,535	9.68
第一生命保険株式会社	152,200	6.00
日本生命保険相互会社	127,430	5.02
株式会社肥後銀行	119,789	4.72
住友生命保険相互会社	80,600	3.17
みずほ信託銀行株式会社	72,000	2.83
西部電気工業株式会社	56,320	2.22
NDS株式会社	54,000	2.12
株式会社ミライト・テクノロジーズ	52,000	2.05
株式会社りそな銀行	51,800	2.04

- (注) 1. 当社は、自己株式を83,997株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年10月1日付で、株式売買単位(単元株式数)の1,000株から100株への変更及び普通株式5株を1株とする株式 併合を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は38,720,000株減少し、9,680,000株となり、発行済株式総数は10,480,000株減少し、2,620,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	福元秀典		
常務取締役	東 伸之	NTT本部長 (兼)施工本部長 (兼)安全品質管理本部長	明正電設(株)取締役 九州通信産業(株)取締役 九州電機工業(株)取締役
常務取締役	梅田敏雄	経営管理本部長 (兼)総務部長	西日本電材(株)取締役 (株)システムニシツウ取締役 九州ネクスト(株)取締役
取締役	吉田順一	営業本部長 (兼)経営管理本部 副本部長	西部通信工業(株)取締役河崎冷熱電機(株)取締役
取締役	村上一成	熊本支店長 (兼)施工本部 技術センタ所長	
取締役	秋 山 順一郎	営業本部副本部長 (兼)モバイルエンジニアリング事業部長	(株)シスニック取締役
取締役	赤星昭典		西部通信工業(株)代表取締役
取締役	門岡慎治		(株)システムニシツウ代表取締役
取締役	竹 中 潮		竹中・本田法律事務所 弁護士
取締役	後 藤 久美子		司法書士法人アシスト代表社員
常勤監査役	西 亮 至		
常勤監査役	尋 木 清 人		
監査役	福田稠		熊本県医師会 会長

- (注) 1. 取締役竹中潮氏及び後藤久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 2. 常勤監査役西亮至氏及び監査役福田稠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役福田稠氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 3. 常勤監査役西亮至氏は、過去において当社のメインバンクであります(株)肥後銀行に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 九州ネクスト(株)、九州電機工業(株)及び九州通信産業(株)は当社と持分法適用関連会社という関係にあります。
 - 5. 西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)、(株)シスニック及び河崎冷熱電機(株)は当社と連結子会社という関係にあります。
 - 6. 取締役岩下鉄雄氏及び取締役相談役柏尾敬秀氏は、平成29年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役	12	133
(うち社外取締役)	(2)	(7)
監査役	3	24
(うち社外監査役)	(2)	(15)
合 計	15	157
(うち社外役員)	(4)	(23)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役10名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
 - 2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額23百万円(取締役21百万円、監査役2百万円)を含めております。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額2億60百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役福田稠氏は、熊本県医師会の会長であります。当社は、熊本県医師会とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	竹中潮	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役	後藤久美子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	西 亮至	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回(100%)、監査役会7回の うち7回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	福田稠	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回(100%)、監査役会7回の うち7回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。

⁽注) 当社は、取締役会に上程される決議事項及び報告事項について、社外役員に事前に内容を説明し、確認を得ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益 の合計額	35

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しております。

また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、会計監査人の職務の遂行に支障を来すおそれが生じた場合には、会計監査人から適時に報告を受けることとしております。

それらの結果として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、 解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任または不再任の検 討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査役会が選定 した監査役は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款等の遵守を目的として、企業理念及びSYSKENグループ企業倫理行動宣言を定め公開しており、取締役は自らが率先垂範する。
- ② 取締役会によって取締役の職務の執行を監視する。
- ③ 定期的に取締役会の実効性評価を実施し、取締役会の実効性が担保されているか検証を実施する。
- ④ 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催するとともに、内部通報制度を確立する。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営全般に関する損失の危険については、責任委任内規を制定し、当該損失の危険の重要性に応じ、取締役会及び定期開催の経営戦略会議に適時な情報提供を行うことにより、適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定している。

内部監査部門は監査実施計画及び監査実施方法を定め、内部監査規則に従い、関係部署と協力し危機管理状況等について監査し、取締役会及び監査役に報告する。

また、子会社の損失の危機の管理に関しても、グループ会社取扱要領を運用するとともに、当社の取締役会においても報告を行いグループ全体で管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月1回開催とし、更に必要に応じ随時取締役会を開催しており、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、全取締役と主要部門の責任者で構成する経営会議を開催し経営戦略並びに重要な業務執行等の審議決定を行う。業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに各年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各担当部門においては、目標達成に向けて取組みを図る。

子会社においても、年4回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務 執行に関する重要事項の決定を行うことにより、各取締役相互に職務執行状況を監視することで効率的な職務の 執行ができる体制とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、グループコンプライアンス規則を制定の上、コンプライアンス全体を統括する組織として、「SYSKENコンプライアンス委員会」を設置している。コンプライアンスの推進については、業務の専門化、高度化に伴い、発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ企業倫理に関する社員教育等を通じ指導する。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、「SYSKENヘルプライン(相談窓口)」を通じてコンプライアンス推進室長等に通報(匿名も可)しなければならないと定めている。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。 なお、子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役等に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。 なお、当社監査部門は、子会社に対して定期的な監査を行い、報告等については当社取締役会及び監査役へも 行う。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件につい ての事前協議を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する使用人を置くこととよる。
- ② 職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には 予め常勤監査役の事前の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

子会社についても、その取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保 する体制とする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。 なお、監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と の連携を図るとともに、代表取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該監査役の請求等に従い処理を円滑に行い得る体制とする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会及び監査役会並びに内部統制委員会の開催状況

取締役会において経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督しております。また、当事業年度より取締役会の実効性評価を実施し取締役会が適切に運営されているか評価を行っております。

経営に関する重要事項についてタイムリーかつ適切な経営判断を行うためには、各取締役に迅速な情報提供が必要であることから、前事業年度より取締役会を毎月開催とし、さらに社外取締役への事前説明を実施し取締役会で十分な議論がなされる環境作りに努め、当事業年度は12回の取締役会を開催いたしました。

定期開催の経営戦略会議についても、監査役や各支店長等を構成員に加えることにより、適切な助言を受けると同時にタイムリーな審議が出来る体制としております。

監査役会は7回開催しており、監査方針を定め、各監査役はそれに従って取締役会、経営戦略会議などの重要な会議に出席し、それとともに各部各支店及びグループ会社の監査を実施し、取締役の職務執行を監視しております。

内部統制委員会は3回開催しており、内部統制に係る基本方針及び内部統制監査計画の検討及び実施状況の報告を行い、情報共有を行っております。

(2) 当社グループにおけるリスクマネジメント

予見されるリスクの規模に応じて権限規定を定め、金額的及び質的重要性が高いと判断される場合には、取締役会で事前に当該リスクについて審議し、当該リスクの状況を継続的に確認、改善を行い、その改善状況について取締役会及び経営戦略会議で情報を共有しております。また、当初は予見されず突発的に発生するリスクについても同様に対策を講じております。

内部監査部門においては、これまで発生したリスクを考慮した重点監査項目を決定し、監査実施計画に基づき 各部門及びグループ会社の監査を実施しております。認識されたリスクについては改善指導を行うとともに社長 及び監査役に報告しております。

(3) グループ会社管理に関する取組み

グループ会社は、当社に対して事前の承認、協議及び報告を要する事項を定めた「グループ会社取扱要領」等に基づき、必要な事項の報告等を実施しております。また、定期的にグループ連絡会を開催し重要事項の情報共有を行うとともに、グループ会社の業務運営上の課題については当社より必要な支援が行える体制を整えております。

グループ会社の事業計画については、当社経営企画部で進捗管理を実施するとともに、四半期に1回開催する 拡大経営会議において各社の事業計画及び重点施策の達成に向けた課題等について意見交換を実施しグループー 体となった経営に努めております。

(4) コンプライアンスに関する取組み

社員が取るべき行動指針の一つとして「コンプライアンスの最優先」を掲げており、定期的にコンプライアンス研修(当事業年度は18回開催)を実施し、グループ全体でコンプライアンス意識の向上に努めております。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催しており、コンプライアンスの状況の確認と情報共有を行っております。

(5) 監査役監査に関する取組み

「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき監査計画に従って監査役監査を実施しており、当社及びグループ会社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、適時、取締役会へ報告される体制となっております。 また、内部監査部門による内部監査結果、コンプライアンス委員会の審議内容及びグループ会社監査役との連携によりグループコンプライアンスの状況についても定期的な報告が実施されております。

(単位:百万円)

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,924
現金預金	2,850
受取手形・完成工事未収入金等	7,940
商品	84
未成工事支出金	1,386
材料貯蔵品	305
繰延税金資産	197
その他	189
貸倒引当金	△30
固定資産	11,128
有形固定資産	5,892
建物・構築物	2,730
機械、運搬具及び工具器具備品	255
土地	2,903
その他	3
無形固定資産	394
のれん	175
その他	218
投資その他の資産	4,840
投資有価証券	4,670
その他	188
貸倒引当金	△18
資産合計	24,052

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,308
支払手形・工事未払金等	4,084
短期借入金	4,461
未払法人税等	319
未成工事受入金	386
賞与引当金	386
役員賞与引当金	48
完成工事補償引当金	2
工事損失引当金	141
その他	477
固定負債	1,359
長期借入金	41
退職給付に係る負債	1,072
その他	245
負債合計	11,668
純資産の部	
株主資本	11,851
資本金	801
資本剰余金	562
利益剰余金	10,639
自己株式	△151
その他の包括利益累計額	532
その他有価証券評価差額金	746
退職給付に係る調整累計額	△213
純資産合計	12,384
負債純資産合計	24,052

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	氢	金額		
売上高				
完成工事高	24,790			
その他の事業売上高	3,297	28,088		
売上原価				
完成工事原価	21,905			
その他の事業売上原価	2,757	24,663		
売上総利益				
完成工事総利益	2,885			
その他の事業総利益	540	3,425		
販売費及び一般管理費		2,527		
営業利益		898		
営業外収益				
受取利息	0			
受取配当金	78			
持分法による投資利益	86			
受取賃貸料	59			
その他	78	303		
営業外費用				
支払利息	9			
その他	22	32		
経常利益		1,169		
特別利益				
投資有価証券売却益	58			
補助金収入	98	156		
税金等調整前当期純利益		1,325		
法人税、住民税及び事業税	422			
法人税等調整額	△29	393		
当期純利益		931		
親会社株主に帰属する当期純利益		931		

(単位:百万円)

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	801	562	9,941	△33	11,271
当期変動額					
剰余金の配当			△233		△233
親会社株主に帰属する当期純利益			931		931
自己株式の取得				△118	△118
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	0	698	△118	580
当期末残高	801	562	10,639	△151	11,851

その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	721	△261	459	11,730
当期変動額				
剰余金の配当				△233
親会社株主に帰属する当期純利益				931
自己株式の取得				△118
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25	47	73	73
当期変動額合計	25	47	73	653
当期末残高	746	△213	532	12,384

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,026
現金預金	1,137
受取手形	536
完成工事未収入金	6,485
未成工事支出金	1,188
材料貯蔵品	311
前払費用	45
繰延税金資産	174
未収入金	131
その他	45
貸倒引当金	△29
固定資産	9,564
有形固定資産	5,689
建物	2,512
構築物	178
土地	2,746
その他	252
無形固定資産	213
ソフトウェア	170
その他	43
投資その他の資産	3,661
投資有価証券	3,013
関係会社株式	495
関係会社長期貸付金	90
破産更生債権等	14
その他	61
貸倒引当金	△14
資産合計	19,590

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	8,985
支払手形	59
工事未払金	3,241
短期借入金	4,300
未払金	171
未払費用	105
未払法人税等	283
未払消費税等	55
未成工事受入金	262
預り金	35
賞与引当金	300
役員賞与引当金	23
完成工事補償引当金	2
工事損失引当金	141
その他	3
固定負債	936
長期未払金	4
退職給付引当金	580
繰延税金負債	271
その他	80
負債合計	9,921
純資産の部	
株主資本	8,931
資本金	801
資本剰余金	562
資本準備金	560
その他資本剰余金	2
利益剰余金	7,713
利益準備金	200
その他利益剰余金	7,513
固定資産圧縮積立金	329
別途積立金	6,000
繰越利益剰余金	1,184
自己株式	△146
評価・換算差額等	737
その他有価証券評価差額金	737
純資産合計	9,668
負債純資産合計	19,590

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

担益計昇書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) (単位: 百			
科目	金額		
完成工事高		24,471	
完成工事原価		21,945	
完成工事総利益		2,526	
販売費及び一般管理費		1,888	
営業利益		638	
営業外収益			
受取利息	0		
受取配当金	105		
受取賃貸料	92		
その他	58	257	
営業外費用			
支払利息	9		
その他	19	28	
経常利益		867	
特別利益			
投資有価証券売却益	58		
補助金収入	98	156	
税引前当期純利益		1,024	
法人税、住民税及び事業税	361		
法人税等調整額	△24	336	
当期純利益		687	

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資 本準備金	その他 本金	資剰合	利益準備金	その他利益剰余金		利 益	 自己株式	株主資本合計	
						固定資産 圧縮積立金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利金金計		ā āl
当期首残高	801	560	2	562	200	297	6,000	762	7,260	△28	8,595
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						33		△33	_		_
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	_		_
剰余金の配当								△233	△233		△233
当期純利益								687	687		687
自己株式の取得										△118	△118
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	0	0	_	31	_	421	453	△118	335
当期末残高	801	560	2	562	200	329	6,000	1,184	7,713	△146	8,931

	評価・換				
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	712	712	9,308		
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立			_		
固定資産圧縮積立金の取崩			_		
剰余金の配当			△233		
当期純利益			687		
自己株式の取得			△118		
自己株式の処分			0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25	25	25		
当期変動額合計	25	25	360		
当期末残高	737	737	9,668		

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 SYSKEN 取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

竹之内 髙 司 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

池田

敵 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SYSKENの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SYSKEN及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日の取締役会において、コムシスホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

札害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 SYSKEN 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

竹之内 髙 司 🗐

 \mathbf{H}

池

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

徹印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SYSKENの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日の取締役会において、コムシスホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

株式会社SYSKEN 監査役会

 常勤監査役
 西
 売
 至
 印

 常勤監査役
 尋
 木
 清
 人
 印

 監
 査
 役
 福
 田
 稠
 印

(注) 常勤監査役 西 亮至、監査役 福田 稠は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びコムシスホールディングス株式会社(以下「CHD」といいます。)は、平成30年5月8日、両社の取締役会決議により、CHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しております。また、CHDについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、本株式交換を行う予定です。本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、CHDは当社の完全親会社となり、当社はCHDの完全子会社となります。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)において平成30年9月26日付で上場廃止(最終売買日は平成30年9月25日)となる予定であります。

1. 本株式交換を行う理由

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靭化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

CHDグループは、NTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共及び一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのICT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、並びに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、当社グループは、「NTTインフラ構築事業」「総合設備構築事業」を事業の柱として多方面に亘る事業展開を進めており、NTTグループをはじめとする情報通信インフラや電気・空調などの総合設備分野において主に九州を中心に営業展開している企業として地域の活性化や発展に注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要となります。当社とCHDは、株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

当社グループ及びCHDグループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、当社グループ及びCHDグループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びCHDが平成30年5月8日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

コムシスホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社SYSKEN(以下「乙」という。)は、平成30年5月8日(以下「本締結日」という。)付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号:コムシスホールディングス株式会社

住所:東京都品川区東五反田二丁目17番1号

乙 商号:株式会社SYSKEN

住所:熊本県熊本市中央区萩原町14番45号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.04を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.04株の割合(以下「本株式交換比率」という。)をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3.甲が前2項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条(効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

- 1.甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。
- 2.乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会(以下「株式交換承認総会」という。)において、本契約の承認を求めるものとする。

第7条(善管注意義務)

1.甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行うものとし、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせる。

2.甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会 社をして、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率 に重大な影響を及ぼす行為を行い又は行わせる場合には、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

第8条(自己株式の消却)

乙は、乙が基準時において保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める 反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)の全てを、効力発生日の前 日までに開催する取締役会決議により、基準時をもって消却する。

第9条 (剰余金の配当)

- 1.甲及び乙は、それぞれの平成30年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1)甲においては、普通株式1株当たり金25円
 - (2) 乙においては、普通株式1株当たり金35円
- 2.甲及び乙は、それぞれの平成30年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1)甲においては、普通株式1株当たり金30円
 - (2) 乙においては、普通株式1株当たり金35円
- 3.甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当 を行ってはならない。

第10条 (本契約の変更等)

本締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、(i)甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の承認が得られなかった場合、(ii)乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株式交換承認総会において本契約の承

認が得られなかった場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に際して効力発生前に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。)、又は(iv)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第12条(準拠法及び管轄裁判所)

- 1.本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
- 2.本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月8日

- 甲 東京都品川区東五反田二丁目17番1号 コムシスホールディングス株式会社 代表取締役社長 加賀谷 卓
- 乙 熊本県熊本市中央区萩原町14番45号 株式会社SYSKEN 代表取締役社長 福元 秀典

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

THE VOICE MEDIA TOTAL				
	CHD	当社		
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)		
本株式交換に係る 割当比率	1	1.04		
本株式交換により 交付する株式数	CHDの普通株式:2,637,443株(予定)			

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、CHDの普通株式1.04株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するCHDの株式数

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様に対して、その保有する当社の普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のCHDの普通株式を割当交付いたします。本株式交換に際して交付するCHDの普通株式は、全てCHDが保有する自己株式(平成30年3月31日現在: 26,382,145株)を充当し、新株式は発行しない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式(本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 当社が保有し、又はCHDの子会社が取得するCHDの普通株式について

本株式交換により株式交換完全子会社となる当社は、株式交換完全親会社となるCHDの普通株式 (平成30年3月31日現在:1,400株)を保有しております。また、CHDの子会社である日本コムシス株式会社は当社の普通株式(平成30年3月31日現在:200株)を保有しているところ、本株式交換により、基準時に保有する当社の普通株式に対してCHDの普通株式が割当交付される予定です。

各社が基準時に保有するCHDの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降において子会社の有する親会社株式となるため、当該CHDの普通株式について、会社法第135条第3項の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CHDの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、CHDの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

a. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びCHDの定款の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有するCHDの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となる数のCHDの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

b. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株主の皆様に交付されるCHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のCHDの普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様にお支払いします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

CHDは、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、CHDの第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、CHDが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」といいます。)を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、当社がCHDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率によ

り本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、平成30年5月8日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

②算定機関の名称並びに両社との関係

CHDのフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び当社のフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)であるみずほ証券は、いずれも当社及びCHDから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びCHDの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析(平成30年5月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所における当社株式並びに東京証券取引所市場第一部におけるCHD株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間並びに6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。)を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析(以下、「DCF分析」といいます。)を採用し、算定を行いました。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	0.71~0.80
類似企業比較分析	0.35~0.53
DCF分析	0.81~1.10

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査(不動産に係る環境調査等を含みます。)を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成30年5月7日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、本株式交換の実施に伴う一部のコスト削減効果は考慮しております。

みずほ証券は、当社については、同社が東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場しており、CHDについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、平成30年5月7日を算定基準日として、当社については東京証券取引所及び福岡証券取引所、CHDについては東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、両社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するCHD株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.71~0.87
類似企業比較法	0.13~0.35
DCF法	0.46~1.30

④公正性を担保するための措置

当社及びCHDは、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

当社は、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換 比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記③「算定の概要」をご参照ください。なお、 当社は、みずほ証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しており ません。

また、当社は、両社から独立した法務アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、CHDは、当社及びCHDから独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記③「算定の概要」をご参照ください。なお、CHDは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、CHDは、両社から独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式 交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。 ⑤利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社及びCHDは子会社と親会社との関係にはなく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

(3) 本株式交換により増加するCHDの資本金及び準備金等の額に関する事項

本株式交換により増加するCHDの資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、CHDが決定いたします。上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、CHDの資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

(4) 交換対価としてCHDの株式を選択した理由

当社及びCHDは、当社普通株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社であるCHDの普通株式を選択いたしました。

当社は、本株式交換により当社株主に割り当てられるCHD株式が、当社株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所市場第一部に上場されており、流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、CHDの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様につきましても、CHDに対し、その単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であり、また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をCHDから買い増すことも可能であること(かかる取扱いの詳細については、上記「(1)(注4)単元未満株式の取扱い」をご参照ください。)、今後CHD株式を保有することとなる当社の株主の皆様が、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、CHD株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) CHDの定款の定め

CHDの定款は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (https://www.sysken.co.jp) において掲載しております。

- (2) 対価の換価方法に関する事項
 - ①取引市場

CHD株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

- ②取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 CHD株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等を行っております。
- ③交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容 該当事項はありません。
- (3) 対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(平成30年5月8日)の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるCHD株式の終値の平均は、それぞれ2,946円及び2,824円であります。

また、CHD株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (http://jpx.co.jp) 等でご覧いただけます。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

- (1) CHDの最終事業年度に係る計算書類等
 - CHDの最終事業年度(平成30年3月期)に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.sysken.co.jp)において掲載しております。
- (2) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
 - ①当社

当社は、CHDとの間で、平成30年5月8日に、CHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全 子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「2. 本株式交換契約の内容の 概要」に記載のとおりであります。

2CHD

a. CHDは、当社との間で、平成30年5月8日に、CHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

- b. CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、NDS株式会社(以下「NDS」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、NDSとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。
- c. CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、北陸電話工事株式会社(以下「北陸電話」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、北陸電話との間で、株式交換契約書を締結いたしました。
- d. CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。
 - (ア) 自己株式の取得を行う理由: 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な

資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うもので

あります。

(イ) 取得対象株式の種類: 当社普通株式

(ウ) 取得し得る株式の総数: 200万株 (上限)

(工) 取得価額の総額: 50億円(上限)

(オ) 取得期間: 平成30年5月9日から平成31年3月31日まで

第2号議案

剰余金の処分の件

当社は、財政状況及び利益水準を総合的に勘案し、配当性向の向上を考慮したうえで株主の皆様に対し永続的に安定した配当を維持することを基本方針としております。また、競争力及び収益力の強化という観点及び長期的かつ安定的な経営基盤の確保のため、必要かつ十分な内部留保を維持することも重要であることから、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式 1 株につき金 35円
及びその総額	配当総額 88,760,105円

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。上記の期末配当は株式併合実施前に換算すると、1株につき7円に相当しますので、中間配当6円を加えた当期の年間配当金は、株式併合前の1株当たり13円に相当します。

間配当金は、株式併合前の1株当たり13円に相当します。	
副全全の配当が効力を生じるロ	平成30年6日22日

第3号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、現行定款第5条(公告の方法)に規定する当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線がついた部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第4条(条文省略)	第1条~第4条 (現行どおり)
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 当会社の公告方法は日本経済新聞に掲載して行	第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、
う。	事故その他やむを得ない事由によって電子公告
	をすることができない場合は、日本経済新聞に掲
	載して行う。
第6条~第43条(条文省略)	第6条〜第43条(現行どおり)

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役10名は本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふくもと ひでのり 福元 秀典 (昭和33年12月27日生)	平成20年7月 西日本電信電話株式会社 九州事業本部法人営業部長 (兼)福岡支店副支店長(兼)福岡支店法人営業部長 平成22年6月 同 兵庫支店長(兼)関西事業本部副本部長 平成24年6月 同 取締役設備本部サービスマネジメント部長 平成26年6月 当社入社 取締役副社長 平成27年6月 同 代表取締役社長 現在に至る	普通株式 9,126株

- (注) 1. 福元秀典氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、知識により企業経営全般に関する高い能力、見識を 有しており、その実績を当社の経営に活かすとともにリーダーシップの発揮により、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といた します。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	もらかみ かずなり 村上 一成 (昭和38年11月20日生)	昭和62年4月 当社入社 平成22年6月 同 福岡支社副支社長 (兼) 福岡アクセス総合センタ長崎 アクセスセンタ所長 平成24年7月 同 施工本部アクセス部付 明正電設株式会社 取締役 副社長 平成26年6月 同 取締役施工本部アクセス部長 (兼) 技術開発部長 平成29年7月 同 取締役熊本支店長 (兼) 施工本部技術センタ所長 現在に至る	普通株式 3,184株

- (注) 1. 村上一成氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、さらに情報通信工事部門に関する経験、知識を有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、 S Y S K E N役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	よしだ じゅんいち 吉田 順一 (昭和33年11月26日生)	平成17年4月 西日本電信電話株式会社 福岡支店総務部長 平成20年7月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 総務人事部人事 企画部門長 平成23年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト 取締 役経営企画部長 平成25年7月 当社入社 営業本部副本部長 平成27年6月 同 取締役経営管理本部総務部長(兼)労働部門長 平成29年6月 同 取締役営業本部長(兼)経営管理本部副本部長 現在に至る	普通株式 4,380株

- (注) 1. 吉田順一氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、知識により企業経営全般に関する高い能力、見識を有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	あきやま じゅんいちろう 秋山 順一郎 (昭和34年1月4日生)	平成16年7月 西日本電信電話株式会社 熊本支店設備部長 平成20年7月 同 サービスマネジメント部災害対策室長 平成24年7月 同 大分支店長 平成26年7月 当社入社 熊本支店長 平成29年6月 同 取締役営業本部副本部長(兼)モバイルエンジニアリング事業部長 現在に至る	普通株式 2,196株

- (注) 1. 秋山順一郎氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、知識により企業経営全般に関する高い能力、見識を有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	あかほし あきのり 赤星 昭典 (昭和36年7月20日生)	昭和61年4月 当社入社 平成21年4月 同 伊万里アクセスセンタ所長 平成22年6月 同 福岡アクセス総合センタ所長(兼)福岡アクセスセンタ所長 平成24年10月 同 経営管理本部 業務改善部長 平成25年5月 西部通信工業株式会社 代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役 西部通信工業株式会社 代表取締役社長 現在に至る	普通株式 2,081株

- (注) 1. 赤星昭典氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、さらに情報通信工事部門に関する経験、知識を有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	かどおか しんじ 門岡 慎治 (昭和33年10月23日生)	平成17年11月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 エンタープライズ・ソリューション事業部 担当部長 平成20年1月 同 ネットワーク・ソリューション事業本部 営業企画部担当部長 平成21年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア九州株式会社 取締役経営企画部長 平成26年7月 株式会社システムニシツウ 取締役副社長平成27年5月 中成29年6月 当社取締役 株式会社システムニシツウ 代表取締役社長現在に至る	普通株式 3,540株

- (注) 1. 門岡慎治氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、知識により企業経営全般に関する高い能力、見識を有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、 S Y S K E N役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	たけなか うしお 竹中 潮 (昭和25年5月13日生)	昭和52年10月 司法試験合格 昭和55年4月 弁護士登録(熊本県弁護士会) 平成18年4月 熊本県弁護士会会長 平成23年7月 熊本県公安委員会委員長 平成26年4月 熊本県監査委員 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る	普通株式 1,682株

- (注) 1. 竹中潮氏は、社外取締役候補者であります。
 - なお、当社は竹中潮氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 2. 竹中潮氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門知識に基づき、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - 3. 当社は、竹中潮氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、竹中潮氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 竹中潮氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 5. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	ごとう くみこ 後藤 久美子 (昭和43年9月27日生)	平成3年4月 富士ゼロックス株式会社入社 法務部勤務 平成14年3月 同 退社 平成16年11月 司法書士試験合格 平成17年3月 司法書士登録(熊本県司法書士会) 平成25年2月 司法書士法人アシスト 代表社員 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	普通株式 0株

- (注) 1. 後藤久美子氏は、社外取締役候補者であります。
 - なお、当社は後藤久美子氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 2. 後藤久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士としての高度な専門知識に基づき、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - 3. 当社は、後藤久美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、後藤久美子氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 後藤久美子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 新任	まおが つよし 大我 毅志 (昭和35年9月20日生)	平成20年10月 西日本電信電話株式会社 佐賀支店設備部長 平成24年6月 同 設備本部ネットワーク部担当部長 平成26年7月 同 大分支店長(兼)九州事業本部副本部長 平成28年7月 当社入社 NTT本部副本部長(兼)ホームソリューション推進部長(兼)NGN推進部長 平成29年7月 同 宮崎支店長 現在に至る	普通株式 439株

- (注) 1. 大我毅志氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電気通信事業での豊富な経験、知識により企業経営全般に関する高い能力、見識を 有しており、その実績を当社の経営に活かすことにより、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補といたします。
 - 2. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN従業員持株会における本人持分が含まれております。
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 福元秀典、村上一成、吉田順一、秋山順一郎、赤星昭典、門岡慎治、竹中潮、後藤久美子の8氏は現在当社の取締役であり、その当社における重要な兼職は、事業報告の「4. (1)取締役及び監査役の状況」及び以下の(注) 3. から(注) 5. までに記載のとおりであります。
 - 3. 村上一成氏は、平成30年5月25日の明正電設株式会社及び株式会社シスニックの定時株主総会においてそれぞれ取締役に就任しております。
 - 4. 吉田順一氏は、平成30年5月31日の株式会社アイレックスの臨時株主総会において取締役に就任しております。
 - 5. 秋山順一郎氏は、平成30年5月25日の株式会社Denzaiの定時株主総会において取締役に就任しております。また、平成30年5月29日の九州電機工業株式会社及び九州通信産業株式会社並びに株式会社福岡通信工材製作所の定時株主総会においてそれぞれ取締役に就任しております。

第5号議案

監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でし りょうじ 西 亮至 (昭和29年2月18日生)	昭和51年4月 株式会社肥後銀行入行 平成20年4月 同 お客さま相談室長 平成22年6月 同 理事総務部長 平成24年6月 当社入社 常勤社外監査役 現在に至る	普通株式 2,376株

- (注) 1. 西亮至氏は社外監査役候補者であります。
 - 2. 西亮至氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる銀行での業務経験と高度な専門知識に基づき、幅広い視点と豊富な経験により、適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - 3. 当社は、西亮至氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、西亮至氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 西亮至氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 - 5. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	たずねき きょと 尋木 清人 (昭和27年1月26日生)	昭和49年4月 当社入社 平成8年12月 同 福岡支店総務部長 平成21年10月 同 経営管理本部総務部長(兼)コンプライアンス推進室 長 平成25年6月 同 取締役経営管理本部総務部長 平成28年6月 同 常勤監査役 現在に至る	普通株式 2,603株

- (注) 1. 尋木清人氏を監査役候補者とした理由は、長年にわたる当社での業務経験、さらに当社取締役としての豊富な経験、知識から当社の事業及び財務・会計に精通しており、その経験、知識に基づき取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査、監督が期待できることから監査役候補といたします。
 - 2. 当社は、尋木清人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、尋木清人氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 3. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ふくだ しげる 福田 稠 (昭和21年5月10日生)	昭和56年4月 福田病院院長 平成2年4月 同院 理事長 平成16年6月 熊本市医師会会長 平成18年6月 当社入社 社外監査役 平成22年4月 熊本県医師会会長 現在に至る	普通株式 2,261株

(注) 1. 福田稠氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は福田稠氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

- 2. 福田稠氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる病院経営の経験と高度な専門知識に基づき、幅広い視点と豊富な経験により、適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- 3. 当社は、福田稠氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、福田稠氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 4. 福田稠氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
- 5. 候補者の所有する当社株式の数には、SYSKEN役員持株会における本人持分が含まれております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 西亮至、尋木清人、福田稠の3氏は現在当社の監査役であり、その当社における重要な兼職は、事業報告の「4. (1)取締役及び監査役の 状況」に記載のとおりであります。

以上

メ	Ŧ		

株主総会会場ご案内図







